

議案第73号

損害賠償（内払金）の額の決定について

次のとおり損害賠償（内払金）の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 損害賠償（内払金）の額 1,550,954円
- 2 相手方の住所及び氏名 市内在住の個人
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日 平成27年11月16日
 - (2) 事故の発生場所 市立小学校体育館内
 - (3) 事故状況 午前10時5分頃、上記場所での体育（跳び箱）の授業中、対象児童が台上前転を行ったところ、頭について回ったとき首を痛め、その後、頭痛、全身の倦怠感等の症状がでる慢性外傷後頭痛、軽度外傷性脳損傷などの疾患を負ったもの。
- 4 事故処理
本件については、相手方と市の間で示談契約は成立していないが、相手方の治療費に係る負担軽減を図るため、損害賠償金の内払をするものである。

令和3年8月30日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日原案 決

議案	頁数
73号	1

提案理由（議案第73号）

提案の理由を申し上げます。

市内公立小学校における授業中の事故に係る損害賠償（内払金）の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどよろしくお願いいたします。

議案	頁数
73号	2